

国立大学法人大阪大学における契約内容の公表に関する基準

国立大学法人大阪大学（以下「本学」という。）における支出の原因となる契約（以下「契約」という。）の公表に関する基準を次のとおり定める。

1 公表する契約

予定価格が500万円（単価契約にあつては、年間予定金額が500万円）以上の契約とする。

但し、科学研究費補助金等の経理委任を受けて行うもの及び契約行為を秘密にする必要があるものを除く。

2 内容を公表する事項

- ① 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ② 契約権限者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によつた場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- ⑥ 契約金額
- ⑦ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ⑧ 落札率（予定価格を公表しない場合を除く。）
- ⑨ 随意契約によることとした本学会計規程等の根拠条文及び理由（競争契約を行った場合を除く。）
- ⑩ 本学関連公益法人与随意契約を締結する場合に、当該法人に本学の常勤職員（任期付教職員を除く。）であつたものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数（競争契約を行った場合を除く。）

3 公表する時期

契約を締結した日の翌日から起算して72日以内（各年度の3月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内）に公表する。

4 公表する期間

公表した日の翌日から起算して1年が経過する日まで国立大学法人大阪大学ホームページに掲載する。

附 則

- 1 この基準は、平成20年2月1日から施行し、平成20年1月1日以降に締結する契約から適用する。
- 2 国立大学法人大阪大学における随意契約公表基準（平成18年8月1日制定）は廃止する。

附 則

この改正は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年5月20日から施行し、平成22年4月1日以降に締結する契約から適用する。